

内閣参質一九五第五七号

平成二十九年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出障害者施設における食事提供体制加算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出障害者施設における食事提供体制加算に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「食事提供体制加算」を延長しない考え」については、平成二十九年十一月二十七日に開催された「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の資料において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）による食事の提供に要する費用の負担については、事業者等と利用者との個々の契約で決められるべきものと考えている。

二及び五の前段について

お尋ねの「一律に加算をなくした場合の影響」及び「合計でどの程度の費用削減」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国民健康保険団体連合会の支払実績によれば、平成二十九年五月分の加算の算定額は、約十六億円である。

三、四及び五の後段について

お尋ねについては、個別の事情によって様々であることから、一概にお答えすることは困難である。